

様式第53号(第23条関係)

雫石町告示第122号

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2の規定により、次の書類を公示送達します。

なお、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、この書類の送達があったとみなされます。

よって、あなたの書類は当所において保管しておりますので、請求があればいつでも交付します。

令和8年 9月16日

雫石町長 猿子 恵久

[illegible]